

日本大学校友会桜門社長会 会則

第1章 総則

第1条（名称）

この会は、日本大学校友会桜門社長会（以下「桜門社長会」という）と称する。

第2条（目的）

桜門社長会は、会員相互の親睦と福利増進を図り、自立・自助の精神に則り、学校法人日本大学との共生組織体としての機能を発揮し、母校の興隆発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

桜門社長会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会報の発行及び各種出版物の刊行に関する事項
- ② 会員相互の福利厚生等に関する事項
- ③ 日本大学への寄付等支援に関する事項
- ④ 日本大学教職員の教育・文化活動への奨励及び助成に関する事項
- ⑤ 日本大学学生等の募集及び就職支援に関する事項
- ⑥ 日本大学と桜門社長会会員との交流全般に関する事項
- ⑦ 起業家育成支援に関する事項
- ⑧ その他桜門社長会が必要と認めた事項

第4条（事務局）

桜門社長会事務局を、日本大学桜門会館内または会長が指定する場所に置く。

第2章 会員

第5条（会員種別）

桜門社長会の会員の種別については、以下のよう定める。

- (1) 正会員
- (2) 準会員

第6条（会員資格）

桜門社長会の正会員となる資格は、日本大学校友会正会員のうち、経営者、これに準ずる者、またはこれらにあった者が有する。

- 2 桜門社長会の準会員となる資格は、以下の者のうち、経営者、これに準ずる者、またはこれらにあった者が有する。

- (1) 日本大学校友会推薦会員
 - (2) 日本大学校友会賛助会員
 - (3) 桜門社長会に対して特に功績があったと認められる会友
- 3 幹事会は、第1項又は第2項に定める者の中から、本会の目的に賛同し、かつ品行が方正な者につき、桜門社長会の入会を承認する。

第7条（会費）

桜門社長会の会費は、年額2万円とする。

- 2 桜門社長会の幹事会費は、別に定める。

第3章 名誉会長・名誉顧問

第8条（名誉会長・名誉顧問）

桜門社長会に名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長・名誉顧問は、桜門社長会に功績のあるものを、会長が委嘱する。

第4章 役員

第9条（役員）

桜門社長会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹事 会員総数の2割以内

- 2 桜門社長会役員は、桜門社長会正会員のうちから、総会の決議を経て選出する。

- 3 桜門社長会役員は、幹事会を構成する。

第10条（監査の選出）

監査は、幹事のうちから、幹事会の承認により、選出する。

第11条（会計担当の選出）

会計担当は、幹事のうちから、幹事会の承認により、選出する。

第12条（役員任期）

役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

第13条（顧問）

顧問は、桜門社長会正会員のうちから、会長が指名し、幹事会が承認することにより選任する。

- 2 顧問の任期は、特に定めない。

第6章 役員の職務

第14条（会長の職務）

会長は、桜門社長会を代表し、会務を総括する。

第15条（副会長の職務）

副会長は、会長を補佐し、会長の命を受け、所管の業務を遂行する。

- 2 会長に事故あるとき、又は、欠けたときには、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理又は代行する。

第16条（幹事の職務）

幹事は、会計及び財務、並びに会務について監査し、その結果を幹事会に報告する。

第17条（監査の職務）

監査は、会計、財務並びに会務について監査し、その結果を総会に報告する。

第18条（会計担当の職務）

会計担当は、会計業務の会務を行う。

第7章 会議

第19条（会議の種類）

会議は、総会及び幹事会とし、会長が招集して議長となる。

第20条（総会）

総会は、年1回5月に定期総会を開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、事業報告、収支決算報告、事業計画案及び収支予算案等の承認、並びに、会則の変更、役員の選任及び規程等の制定・改廃その他必要な事項について審議決定する。
- 3 総会の招集については、総会期日の2週間前に、然るべき方法により、会議の目的・日時・場所等を通知しなければならない。

第 21 条（幹事会）

幹事会は、年 4 回（4 月、7 月、10 月、及び 1 月）に開催し、必要に応じ臨時幹事会を開くことができる。

- 2 幹事会は、総会の準備、入会の承認、監査・会計担当の選任、その他本会の会務の運営に必要な事項を審議決定する。

第 22 条（会議の決議）

会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって定足数とする。

- 2 委任事項を明示した書面をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。
- 3 議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 8 章 資産及び会計

第 23 条（資産）

桜門社長会の資産は、固定資産及び流動資産とする。

- 2 次の各号に掲げる収入は、すべて桜門社長会の資産とする。
 - (1) 資産から生ずる果実
 - (2) 桜門社長会年会費収入から日本大学校友会年会費を控除したもの
 - (3) 役員年会費収入
 - (4) 寄付金
 - (5) その他の収入

第 24 条（資産等の処分）

固定資産及び流動資産の処分については、幹事会の決議を要する。

第 25 条（資産の管理）

桜門社長会の資産は、会長が管理し、銀行等の定期預金にするなど、安全確実な方法により管理するものとする。

第 26 条（経費）

桜門社長会の経費は、第 21 条第 2 項の収入をもって充てる。

第 27 条（会計）

桜門社長会の会計は一般会計をもって表示する。

第 28 条 (予算)

予算は、幹事会の承認を得て、総会の議を経なければならない。

- 2 予算に著しい変更がある場合には、前項を準用し、補正するものとする。

第 29 条 (決算)

決算は、会計年度終了後、4 カ月以内に行い、これについて監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算は、幹事会の承認を得て、総会の議を経なければならない。

第 30 条 (余剰金の扱い)

決算において余剰金があるときは、積立金に編入するか、又は次会計年度に繰り越すものとする。

第 31 条 (報告義務)

予算及び決算は、議決後遅滞なく、然るべき方法により、会員に報告しなければならない。

第 32 条 (会計年度)

桜門社長会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 9 章 会員資格の喪失

第 33 条 (会員資格の喪失)

桜門社長会の会員たる資格は、下記各号に該当し、幹事会の決議を経ることにより喪失する。

- (1) 年会費の支払いを怠ったとき
- (2) 私的・公的を問わず、非違行為があったとき
- (3) その他第3条に定める目的に反する行為があったとき
- (4) その他本会の会員として不適切と認められる行為があったとき

- 2 前項の決議は、出席者の3分の2以上の決議によるものとする。

以 上

附 則

この会則は、平成29年5月9日から施行する。

(平成24年5月30日制定)

(平成24年5月31日施行)

(平成25年5月16日改正)

(平成28年5月17日改正)

(平成29年5月9日改正)